

会 議 録

会議名	平成29年度第1回小金井市消費生活審議会（第10期）		
事務局	市民部経済課消費生活係		
開催日時	平成29年7月27日（木） 午前10時～11時30分		
開催場所	小金井市前原暫定集会施設 A 会議室		
出席者	委員	富岡 秀夫（会長）・矢澤 朋香・吉田 安之・田中 静枝・鈴木 洋子	
	その他	なし	
	事務局	藤本 裕 市民部長・高橋 啓之 経済課長 佐藤 智毅 消費生活係長・岩瀬 茉莉子 消費生活係主事	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・ <input type="radio"/> 不可・（一部不可）	傍聴者数	0 人
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

平成29年度第1回小金井市消費生活審議会（第10期第3回）会議次第

日時：平成29年7月27日（木）午前10時から

場所：小金井市前原暫定集会室 A 会議室

司会進行 経済課長

1 開会

- ・会長あいさつ

2 議題

(1) 平成28年度消費生活係事業報告について

(2) 平成29年度消費生活係事業予定について

- ・平成28・29年度小金井市消費者行政予算（当初）概要
- ・消費者意識実態調査分析委託について

(3) その他

4 閉会

配布資料

資料1 平成28年度消費生活係事業報告

資料2 平成29年度消費生活係事業予定

資料3 平成28・29年度小金井市消費者行政予算（当初）概要

資料4 消費者意識実態調査分析委託仕様書

審議経過（主な発言要旨等）

司会（経済課長） 定刻になったので、平成29年度第1回小金井市消費生活審議会（第10期）を開会する。議事に先立ち、会長に挨拶をお願いします。

会 長 《 挨拶 》

司 会 現在委員定数は7名で、本日4名の出席をいただいているので、小金井市消費生活条例施行規則第4条に基づき会議が成立していることを報告する。富岡会長に議事進行をお願いします。

会 長 それでは、議題（1）平成28年度消費生活係事業報告について、事務局から報告をお願いします。

事務局 《 事務局より説明 》

会 長 何か意見はあるか。

委 員 消費者講座について、参加人数に多少ばらつきがあるが、広告・周知方法は同じようにして、このようなばらつきなのか。

事務局 市報・ホームページ掲載、COCOバス中吊り広告、各集会施設へのチラシの配布等を行っている。

平成28年7月20日に行った「一から学ぶスマホ・ネット安全活用術」は、高齢者向けに行い好評だったが、同内容を親子で学ぶ講座として開催したところ7人の参加であった。周知の方法は先ほどの通りであり、参加人数の差は、日程の設定がよくなかったと考えている。

会 長 それでは、議題（2）平成29年度消費生活係事業予定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 《 事務局より説明 》

会 長 何かご質問等あるか。

委 員 65歳以上高齢者というのは、全体は何人ぐらいなのか。

事務局 対象世帯数は約1万7千世帯。今65歳以上人口は把握していないが、今回の調査は、個人を対象にしている。

委 員 実態調査は、発送するときに、地域、世帯人数や一人暮らしなのか等を把握分析したうえで発送するのか。

事務局 あくまでも無作為抽出だが、高齢者二人世帯へ2部届くことはないようにする。また、男女比、年齢構成等も考慮に入れて依頼する。

課 長 住所地の偏りがないように、住所地も要件にいれている。満遍なく調査票が届くようにする。

会 長 資料3、消費者行政推進交付金について、平成28年度は10,192千円、平成29年度は11,838千円とあり、29年度は増えているということか。

事務局 予算は増えている。

会 長 平成29年度は消費者行政推進交付金が約1,200万円ある中で、実態調査関係費が200万円ほどかかる。この交付金は他課の要求額を含めていると思うが、消費者行政部門がどれ位の割合で使えるのか。経済課で使う金額はいくらぐらいなのか。

また、非常勤嘱託職員相談員4名について、月10日間勤務であり、社会保険に加入していないと思われる。雇用の安定化を求めるということで、社会保険加入という話になっている。月10日勤務で、4人で40日勤務であれば、月14・15日の勤務で社会保険に入り、相談員3名として、相談員の身分の安定の確保をしていく方がいいのではないかと。昔の相談員の雇用方法は社会保険に入らないで済むような形だったが、身分の安定を図ること、働く意欲を湧かせるためにも社会保険に入るのが現状の流れだと思う。予算は増えるが、第一線で相談を受けている相談員の身分について今後考えた方がいい。消費者行政推進交付金を担当課がもっと活用してはどうか。

委 員 相談員というのは年齢的に幅があるのか。

会 長 相談員には知識が必要である。毎日、色々な相談が入るため、社会経験がない人だと難しい。私の知る範囲では、若い人だと30代後半、一旦相談員を辞め育児後復帰するような場合は40代くらいになる。相談員として5年勤めるとだいたいのがわかり、5年から10年経つと一人で相談を受けられるようになると聞いている。

国家公務員を含め60歳が定年、再雇用で65歳だと思う。相談員については、千葉県では70歳まで雇用、社会保険に加入しているという。人材確保のためには、こういった雇用形態も大事だと思う。小金井市の現在の雇用形態は、相談員を雇用し始めた頃のままだと思われ、その時は、全国同様の雇用形態だったと思う。

事務局 相談員は現在4名いる。雇用については、現在の相談員はご家庭の事情で、月10日を希望している方もいれば、月8日が希望だが10日ならできるといふことで勤務している方もいる。

課 長 3月に退職者がでた後、すぐに見つからなかった。理由として労働条件も

あったと考えている。一方で、事務局が説明したとおり、現在の市相談員については、フルタイム勤務よりも家庭との両立をしながらの方もいらっしゃるのでは、現行の体制のままで、フルタイムに切り替えていくことは、予算も含めミスマッチになる部分が出ると思われる。ただ、今後、相談員を新たに雇用するときには、今のままで、応募していただける状況でもないと思うので、考えていかなければならない。

会 長

家庭のご事情がある方もいると思うが、フルタイムで働きたいという方も働けるような雇用形態も必要だと思う。職員が社会保険に加入すると事業主の負担はあるが、国もパートの方に社会保険に加入してもらうような流れになっている。予算のこともあり、すぐには難しいと思うが、フルタイムで働きたい人が働ける制度を考えてもらいたい。

現在は、相談員報酬は一日いくらぐらいか。

事務局

9, 360円です。

会 長

国の相談員は、社会保険に加入し職業としてやっている。都内自治体の相談員と比べても小金井市の相談員報酬は下の方ではないかと思う。いい仕事をしてもらうためにも処遇について考えた方がいい。将来重要になってくる。

以前から消費者行政推進交付金を活用して欲しいと伝えている。平成29年度実施する高齢者消費者被害等意識・実態調査分析も消費者被害未然防止に活かして欲しい。また、若者向け消費者教育も実施すると事務局から説明があったとこだが、教育委員会担当者は、とても忙しいと思われる。消費者教育について、兵庫県姫路市では、教育長自らが指揮を取っている、徳島県では、消費者行政部局と教育委員会等で人事交流があり、その経験を活かしている。学校教員が消費生活センターへ出向することがある。一年から二年間出向しているとのこと。機会があれば、そういった自治体の取組みについて話しを聞くのもいいと思う。

事務局

資料3の消費者行政予算について補足説明します。表面の平成28年度、平成29年度予算は、市消費者行政の一般会計当初予算となっている。裏面の消費者行政推進交付金の金額については、交付申請額となっている。平成29年度に消費者行政推進交付金の申請額のうち、経済課分として申請している額は、約5,366千円となっている。主な内訳は、実態調査関係費、増員した相談員1名分の報酬等である。地域安全課の申請額は、放射能測定に要する経費として人件費、測定器の保守点検費用等で約408万円である。

その他、29年度自動通話録音器の無料貸出を行うため、約200台購入する。この分が約133万円となっている。

会 長

交付金予算要求をする担当課が、交付申請額の半分の割合となっているのは、もったいなく感じる。担当課がもっと要求するよう計画してはどうか。地域安全課でも、人件費を計上していうとのことだが、相談員の人件費も計上してはどうか。世間並みの処遇にしないと、人材が集まらないと思う。少し前は、生活経験からアドバイスできる相談内容だったが、今の相談は生活経験からのアドバイスというよりは、弁護士に近く、法律を知らないとアドバイスできない相談もある。ある程度の報酬や社会保険加入等があれば、職業として考える方もいると思う。相談員本人が不要と考えるのであればいいが、中には、社会保険に入りたいという方もいると思う。その場合、加入できる予算措置があればいいと思う。

他に、平成29年度事業計画と予算について、ご意見はないか。

委 員

相談員に携わる方を何人か知っている。市内で知り合った方で、相談員をやっていたという話を聞いた。元PTA役員で、企業の相談員になった方の話も聞いたことがある。PTA役員は色々な情報を知っている方もいるので、そういった方が職業として相談員になったらいいのでは。

委 員

相談員になってくれる方を待っているだけでなく、こちらから声をかけることも必要ではないか。PTA役員の方々は学校関係等の情報に詳しいと聞いている。

委 員

自治体の活動で頑張っている方にもPTA役員経験者がおり、とてもよくやってくれている。

委 員

こちらから、相談員をやって欲しいと声をかけることも大事だと思う。

会 長

相談内容は多岐にわたる。社会経験と専門的な勉強をした方が必要であり、国民生活センターでも、消費生活専門相談員の資格試験というのを設けている。こういった試験にチャレンジする方は、職業意識があるのだと感じる。昔の相談員は、お手伝いやボランティアのような方もいたが、今は、職業として認められないと働きたくないと考える方も多い。

委 員

消費者問題は、高齢者・若者両方について知識を兼ね備えてないと難しい。

委 員

相談員の募集方法は、市報の掲載をみて応募があり面接をするという流れなのか。消費生活専門相談員資格を持っていると、仕事に就きたい方は名簿登録の依頼がくる。相談員をやりたい方は、登録すると思うが、こういった

照会システムを使っているか。

課長

相談員は非常勤嘱託職員の募集となるので、原則市報やホームページ掲載で募集する。今年度、募集したが集まらないことがあり、最終的に国民生活センターで登録いただいている方に対し、募集のご案内を直接送付して申し込みがきた。有効な手段であったと思う。相談員という職業は、特殊であり、会長もおっしゃるように最近では問題が複雑化しており、単純にお話を聞いてあげるだけでは済まなくなっている。法的な知識も必要となっている。相談員の国家資格もでき、市の相談員にも取得した方や取得しようとしている方がいる。現状では、市相談員の皆さんはやる気もあり、積極的である。市の年間相談件数は、28年度750件だった。仕事量とそれに見合う勤務日数や体制があると思う。待遇を上げていくことも大事だが、一方で、市の相談件数や仕事のボリューム感もあるので、こういったことも踏まえ、今後のことを考えていきたい。23区の方が相談件数は圧倒的に多い。

会長

国民生活センターに照会したとのことだが、募集するときは、小金井市の募集条件を出す。そこで社会保険に加入してないと出すと、行きたくないと思われる。やはり条件がよければ、通勤してもそちらへ行く。予算や相談員のキャパシティがあると思うが、4名の相談員のうち、2名くらいは、月15日程度出勤し、残り2名がサポートするような勤務でいいのではないかと思う。予算の関係ですぐには出来ないだろうが、そういったことも視野に入れて欲しい。このままの状態で行くと、相談員がなかなか集まらない状況になる。他の自治体も移行していると思われるので、検討してもらえれば有難い。他に何か、意見はあるか。

委員

高校生の消費者問題については小金井市内の都立だと、都が管轄なのか。

会長

学校教員の消費者教育研修については、県・国等が主催してやるものと、市で主催してやるものに分かれている。消費者行政交付金を活用して研修を実施している自治体もある。小金井市でも、交付金を活用してもらいたい。

委員

学校については、公立と私立があるのが。

会長

市内小中学校の市立であれば、連携がとりやすのではないか。都立高校で研修実施した場合、市内私立も実施してもらえないかという話になるかもしれない。

委員

早い段階の方がいいと思う。

委員

こういった消費者問題は、教職課程でやるのか。

会 長

やらないと聞いている。ただ、教職員の採用試験で近年導入されたとのこと。学習指導要領の中には含まれてきてはいる。

昨日行った教員向けの消費者研修には、家庭科、公民や社会科の先生などが来ていた、成人年齢の引き下げがあった場合、消費者被害にすぐひっかかるのではないかという懸念があるからではないか。現在、統計的に20歳になると消費者被害が増えている。未成年で保護されていたのが、成人になってアパート契約、ローンを組む、サラ金が借りられるなどができるようになり、それらは未成年者契約ではない。今後、18歳に年齢が引き下げられた場合、高校生でこういった被害がでるようになってくる。私どもでは、消費者庁の委託を受け、高校生を対象にしたテキスト、教員向けの解説書を作成し、徳島県内の学校で試用している。生徒や先生から意見を取り入れ、来年度からは全国の高校に配る予定としている。そうなったときに、テキストと解説書だけ渡されても、基礎的なことを勉強していない先生だとわからないと思う。全国で展開する勉強会をやることになると思う。

委 員

小金井市では教育委員会との関係はどうか。

課 長

市長部局と教育委員会の関係は悪くないと思う。一定ハードルは高いが、それは、消費者行政の分野及び小金井市に限らないことであり、そのような中でも、小金井市は公立中学校5校と、コンパクトである。昨年度は4校で消費者スクールを開催できた。こういった状況なので、しっかり進められると考えている。

会 長

未成年は、契約できないので、親の名義で契約しているが、成人年齢の引き下げにより高校生が契約できるような時代になる。そこで、訓練されていない生徒がいると、被害にあうことや、業者のターゲットになることもある。そういったことも含め、来年度の交付金予算の準備に入るときに、審議会委員の皆さんの意見も踏まえ考えてもらいたい。

部 長

消費者行政推進交付金について補足する。前回開催の審議会資料に平成27年度から平成29年度の推進交付金を比較したものがあるので、参考にいただければと思う。

また、委員の方から、65歳以上の人口について質問があったが、市内人口は12万人到達まであと80人くらいとなっている。そのうちの65歳以上人口は、2万5千人程度。その中の3千人へ調査を行う。

会 長

人口12万人に対して、約2万5千人ということは、20パーセント。こ

れは、低いのか高いのか。

委員 地方に比べると低い。全国的にみれば、東京は低いと思う。

会長 市内に大学があることが影響するか。

委員 小金井市は年間で若年層の一割が入れ替わると聞いている。

委員 近隣市では、若い人が入り、学校が不足していると聞いた。小学校が増室したと聞いている。

委員 小金井市でも一時的に小学生が増えているが、その後、減ってしまう。

部長 小金井市では、急激に人口が増えたところがあり、再開発や相続によってマンションが建設されたことなど、そういった時期が重なると小学校のクラスが増えるということになる。

会長 駅前の開発もあり、増えるのではないか。

課長 国全体では、人口減少と言われていて、多摩地域でも既に減少し危機感を持っている自治体もある。小金井市は中央線沿線であり地理的な条件と再開発、農地の宅地化があり人口増となっている。ある時期までは伸びるが、人口減少に転じていくと思われる。

会長 審議会は以上で終了する。その他事務局から何かあるか。

事務局 特にない。

会長 本日の議題は全て終了したので、これをもって閉会する。

会議資料は、次の場所でご覧いただけます。

小金井市立図書館

小金井市役所本庁舎 4階議会図書室

小金井市役所第二庁舎 4階経済課消費生活情報コーナー

小金井市役所第二庁舎 6階情報公開コーナー